

# 《 出席停止扱いになる伝染病と登園基準 》

幼稚園の集団生活の中で、感染症が発生するとすぐに病気が広がってしまう危険性がありますので、学校保健法にて出席停止の措置をとります。

下記の伝染病 及び医師の判断により出席停止を要する病気については、完治後医師に登園許可書を頂き登園するようになります。

(登園許可書は別紙・・・医師に記入依頼)

萩原第二幼稚園		登園許可書	
組	園児名		
上記の幼児は、下記の病気が治癒し、登園できることを認めます。			
平成	年	月	日( )
医療機関			印
* お手数ですが、下記に理由(病名)をお知らせ下さい。			
学校において予防すべき伝染病 (学校保健法 24.4) 該当する病名を○で囲んで下さい。			
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウィルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)		
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、水痘(水ぼうそう)、風疹(三日はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎		
※上記(一種～二種)以外の伝染病			
病名	により 出席停止を必要としました。		

該当する病名に○を付けて頂く。